

平成 27 年 6 月 15 日

## 社会保障審議会障害者部会ヒアリング資料

### 全国肢体不自由児施設運営協議会

#### 1. 少子化と障害児施策

脳性麻痺を中心とした運動機能に障害のある児（肢体・重心児）は、地方では地域から子供がいなくなるほどの少子化のなかでその数の減少がみられるものの皆無になることはなく一定の割合で存在する。実際、世界の先進国の脳性麻痺の発生頻度は共通で 1,000 人に約 2 人である。対象児は少なくなっても、これらの児を守り、子供を安心して産み育てるための社会のセイフティーネットの構築は必須である。医療型障害児入所施設（旧肢体不自由児施設）は医療・福祉・教育の連携の中で、障害児の早期診断治療、ライフステージにあった継続した療育指導、地域（保育所・学校）の療育支援活動、外来・親子入所での家族支援、短期入所さらには被虐待障害児の受け入れなどを各専門職からなるチーム医療で行って、障害児が地域で生活するための支援を行っている。障害児の療育に 70 年以上の実績がありノウハウも有した医療型障害児入所施設を中核とした身近な地域での療育機能の整備と県単位（広域）での専門的療育を実施する児童医療福祉施設（拠点施設）の整備が重要となる。

平成 27 年 3 月 1 日現在、医療型障害児入所施設（旧肢体不自由児施設）は、全国に 59 施設あり、職員数は、常勤職員が 4,003 名、非常勤職員が 630.3 名で、療育スタッフ数は、常勤のみでみると医師 236 人、看護師 1,413 人、保育士 342 人、児童指導員 136 人、リハスタッフ 787 人、心理士 59 人、MSW 19 人となっている。

#### 2. 有期有目的入所の役割と有用性

機能訓練によって児の持つ能力を最大限伸ばすことにより、質の高い地域生活が可能となる。機能訓練は基本的には通所で行うことが望ましいが、通所のみでは児の持つ能力を十分に伸ばせない例がある。我が国では多くても週 1 回程度の通所が限界で、訓練士数の不足や通所の地理的条件から必要な児に通所頻度を増やせないのが現状である。このような場合、期限を定めた入所による集中訓練が有効である。また、入所により機能が向上しても日常のなかで獲得された機能が生かされなくては意味がない。このため有期有目的入所を繰り返すことも必要となる。

集中訓練による効果は多くの保護者が実感しており、重症例の多い親子入所のアンケート調査でも満足度は「満足」と「やや満足」が 452 人中 92%であり、「子供に良い変化、機能向上がみられた」と 87%が回答している。

### 3. 療育による運動機能予後の違い

運動機能予後として、3歳頃までに座位可能となる例は杖歩行の可能性があり、8歳頃までに杖歩行を実用化するための手術治療や有期有目的入所などの療育プログラムを実施する必要がある。杖歩行の可能性があっても、頻度の少ない通院訓練を漫然と繰り返していれば、機能向上の時期を逸してしまい、移動手段として車椅子が主体となり変形拘縮が増悪し、将来つかまり立ちも困難になる例がある。

### 4. 医療型障害児入所施設になって～国立民営施設における運営の困難さ～

「旧重心施設併設の民営旧肢体不自由児施設」では、地域生活支援のための入所、通所訓練治療機能が失われてきており、緊急の対策が必要な状況にある。このままでは医療型障害児入所施設の多くは、重心児の収容施設となり、近い将来、旧重心施設のように入所者の平均年齢は高くなり、併設・隣接特別支援学校も必要なくなる。全国肢体不自由児施設運営協議会実態調査でも大島分類1～4の18歳未満児は平成26年に入所児の34.8%となっているが、それらも原因して職員数増加を図らざるを得ない状況にある。職員1名に対する現員入所児童数は国立民営施設では平成24年には1.0となり現在は0.90と職員数(看護師、准看護師のほか、重度加算等により配置している職員)が児童数よりも多くなっていて施設運営逼迫の要因となっている。退院の出来ない重心児の増加は有期有目的のベッド消滅を招き、地域生活を支援するための有期有目的入所が不可能となる可能性を示唆している。

### 5. 今後の肢体不自由児療育

- ・対象児は減少するが皆無になることはなく、一定の割合で存在する。
- ・地域での身近な療育機能整備と県単位(広域)での専門的療育を実施する児童医療福祉施設(拠点施設)の整備が重要である。
- ・児の持つ能力を最大限伸ばす療育の実践、再生医療など時代の科学を総動員する場の確保が必要である。
- ・給付費の適正化により、特別支援学校を隣接併設した通過型の児童医療福祉施設(訓練治療施設)を消滅させることなく、在宅生活を支援するための有期有目的入所を推進していくことが必要である。

### 6. 要望：専門的療育機能を持つ施設の整備および機能強化

- ・障害児療育は「身近な場所で療育等の支援を受けられるようにする」とされているが、通所療育のみでは機能向上が不十分な例もある。地域生活を支援するための有期有目的入所がなければ、児の持つ能力を最大限発揮させることはできなくなる例もある。わが国から地域生活を支援する入所機能を消滅させてはならない。
- ・平成26年版少子化社会対策白書では「治療や専門的療育を実施する児童福祉施設の整備及び機能強化を図り、療育体制を整備している。」とあるが、現状は、治療や専門的療育を実施する児童医療福祉施設は消滅の危機に瀕している。
- ・現状の危機を打破するための緊急対策を打ち出していきたい。